

「法教育懸賞論文」募集

法教育推進協議会は、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会の充実や法教育の推進等を目的とした活動を行ってきましたが、法教育の更なる普及・発展のためには、広く法教育への理解・関心を高めることが特に重要であるとの観点から、日本司法支援センター（法テラス）及び社団法人商事法務研究会と共に、法教育に関する論文の募集を行い、優れた論文に対して賞状及び賞金を贈呈することとしました。奮って応募してください。

応募資格

制限はありません。どなたでも応募できます。

論文のテーマ

学校現場において法教育を普及させるための方策について

応募要領

- 論文は日本語で作成され、未発表のものに限ります。
- A4判用紙を使用（4000字以上6400字以内）字数を超えるものは減点の対象とします。
- 用紙には、氏名、学校名等の所属団体名その他予断を生ずるような事項を記入しないようにしてください。
- 論文の提出に当たっては、論文の本文とは別に、次の書面を作成し、論文の本文に添付してください。
☆論文作成者の氏名（ふりがな付）、生年月日、住所、電話番号、学校名等の所属団体名（任意）を記載した書面
- 論文の応募は一人1通とし、応募論文の返却はいたしません。

提出期限

平成22年10月31日(日) (必着)

提出先

下記のお問い合わせ先に郵送してください(表面に「懸賞論文」と朱記)。

賞及び賞金

優れた論文には、次の各賞に応じ、それぞれ賞金が授与されます。

最優秀賞（1通） 10万円

優秀賞（2通以内） 各5万円

佳作（4通以内） 各3万円

※ いずれの賞も該当なしの場合があります。



論文の審査

法教育推進協議会法教育普及検討部会で審査を行い、その結果を法教育推進協議会に報告し、同協議会の決議を経て最終決定します。審査の最終決定は、11月下旬ころに行います。ただし、審査過程に関する問い合わせには応じられません。

受賞者の発表等

受賞者の発表は、本人に通知するほか、法務省ホームページ等において行います。

入賞論文は、法務省ホームページ等において、全文掲載します。なお、入賞論文の著作権は、法教育推進協議会に帰属することとします。執筆者が、当該論文を他の媒体等で発表することを希望する場合は、下記のお問い合わせ先にお問い合わせください。また、論文掲載のアイデアについては、入賞したか否かを問わず、利用させていただくことがあります。その場合に、応募者に対していかなる責任も負いかねますのでご了承ください。

主催 法教育推進協議会 日本司法支援センター（法テラス） 社団法人商事法務研究会
後援 日本弁護士連合会 日本司法書士会連合会

お問い合わせ先

法務省大臣官房司法法制部司法法制課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

TEL 03-3580-4111（内線2362） FAX 03-5511-7205 e-mail housei06@moj.go.jp

1 論文のテーマについて

「学校現場において法教育を普及させるための方策について」

法教育推進協議会の前身である法教育研究会は、法教育を「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」と理解した上で、法教育の在り方等についての検討を行い、その検討結果を取りまとめた報告書「我が国における法教育の普及・発展を目指して―新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために―」を発表しました（詳細は、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou_houkyo_houkoku.html）をご参照ください）。同報告書は、我が国が目指すべき法教育の在り方について、「我が国の法教育は、個人の尊厳や法の支配などの憲法及び法の基本原理を十分に理解させ、自律ある責任主体として、自由で公正な社会の運営に参加するために必要な資質や能力を養い、また、法が日常生活において身近であることを理解させ、日常生活においても十分な法意識を持って行動し、法を主体的に利用できる力を養うことが目指されるべき。」と指摘しており、法教育推進協議会では、この検討結果を引継ぎ、今日まで、法教育の推進に関する取組を行っています。

その中でも、学校現場における法教育の普及・推進活動は、法教育推進協議会における中心的テーマであり、これまでも、小・中・高等学校の教育で使用されることを念頭に置いた法教育教材の作成等を行ってきました（詳細は、法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>）「法教育に関する教材」をご参照ください）。

また、平成23年から実施される新しい学習指導要領においても、法やきまりに関する分野の教育が充実されており、今後ますます、学校教育に法教育が取り入れられることとなります。

しかし、教員の皆さんを始めとして、学校現場の中には、法教育は難しいものであるとの誤解も多く、どのように法教育を実践すればいいのかわからないなどの意見があります。また、法教育の推進には、教育界と法律実務家の連携が有効であると考えられますが、これについても、法律実務家に対して、どのような協力を求めたらよいかかわからないといった声も聞かれます。

そこで、論文のテーマとして、学校現場において法教育を普及させるために、どのような方策が考えられるのかということを取り上げることとしました。例えば、学校現場において、教員に対する法教育への理解を深めるための方策、生徒に興味を持たせる法教育授業の在り方、法律実務家との連携方法といった具体的場面を想定しながら、学校現場において法教育を普及させるための方策について、具体的に論じてください。

2 論文作成上の注意事項及び分量について

ア 論文は、日本語で作成され、未発表のものに限ります。

イ 論文は、A4判用紙（特定の学校、機関名等の入ったものは不可）を使用し、横書き1ページ34字×30行、活字12ポイント、枚数は4ページ以上、6ページ以内（文字換算4,000字以上6,400字以内）とします。

手書きの場合は、市販のA4判横書き用400字詰め原稿用紙を使用し、黒又は青インクの万年筆又はボールペンを使用して記載（鉛筆書きは無効）。枚数は、同原稿用紙10枚以上16枚以内とします。なお、資料等を添付する場合であっても、指定枚数以内に収まるようにしてください。また、字数を超えるものは減点の対象とします。

ウ 論文を記述した用紙には、氏名、学校名等の所属団体名その他予断を生ずるような事項を記入しないようにしてください。

エ 論文の提出にあたっては、論文の本文とは別に、次の書面を作成して、論文の本文に添付してください。

○ 論文作成者の氏名（ふりがなを付する）、生年月日、住所、電話番号、学校名等の所属団体名（任意）を記載した書面

オ 著作権法に留意しつつ、すでに発表されている情報、意見等については、それに言及する際、その都度適切な出典を注記し、一読しただけで、どの部分が他者から得た情報で、どの部分が独自の調査・収集にかかる未発表の情報や資料であるかが判然とするようにしてください。

カ 論文の応募は、1人1通（1論文）とします。なお、応募論文は、返却いたしません。